

# On the Sports Reformation under the Soviet Policy in 'Land Sachsen'

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/18642">http://hdl.handle.net/2297/18642</a>

# ソビエト占領下ドイツザクセン州における

## スポーツ改革に関する研究

——ザクセン州法令集の分析を中心に——

齋 學 淳 郎 (筑波大学)

### On the Sports Reformation under the Soviet Policy in 'Land Sachsen'

Atsurou HOUGAKU (Tsukuba University)

#### Abstract

This study is a basic study to unravel the sports reformation in Germany under the soviet policy 1945-1949 and aims to examine the sports reformation in Land Sachsen, one of 'Sowjetische Besatzungszone' (SBZ) through analyzing the law books of Land Sachsen.

The followings became clear. 1) The laws relating to sports of 'Allied Control Commission' (ACC) aimed at 'denazification' and 'demilitarization', and prescribed the annulment of the Nazi's laws relating to sports, and the prohibition of military drill and activity and so on. The laws relating to sports of 'Sowjetische Militäradministration in Deutschland' (SMAD) mainly prescribed to attach the estate of the organizations of sports that were prohibited and dissolved. 2) The laws relating to sports of Land Sachsen mainly aimed at eliminating the person concerning with Nazi's sports from the administration, encouraging sports through 'Antifaschistischen Jugendausschüssen', and registering 'Sportgemeinschaft' that was newly established. 3) After April, 1946 in Land Sachsen 'Sportverein' which had been existed before World War II were continuously and completely liquidated by the proclamations that were based on the laws of ACC or SMAD and were sent out from the police and the administration.

## I. 研究の意図

本研究は、ソビエト占領下ドイツ（1945～1949年）におけるスポーツ改革を究明するための基礎的研究である。ブランデンブルク、ザクセン、ザクセン・アンハルト、テューリンゲン、メクレンブルク・フォアポメルンの5州によって構成され、後のドイツ民主共和国（以下、東ドイツ）にほぼ継承されるこの地区はソビエト占領地区（Sowjetische Besatzungszone、以下、SBZ）と呼ばれた。第二次大戦後、ドイツを四つに分割占領したアメリカ、イギリス、フランス、ソビエト連合国の最高決定機関は、常設の四ヶ国外相会議であり、その下には連合国管理理事会（Allied Control Commission、以下、ACC）が、さらにその下には各占領地区の軍政があった<sup>1)</sup>。SBZの最高権力は、ソビエト軍政府（Sowjetische Militäradministration in Deutschland、以下、SMAD）が有していた。

SBZにおけるスポーツ改革に関する従来の研究の多くも、占領下という特殊な状況やこのような行政機構を背景に、ACCやSMADのスポーツ政策を重視してきた。東ドイツのスポーツ史書では、戦後ドイツ占領スポーツ政策の出発点として、1945年8月2日のポツダム協定（そのA節にナチス党とその付属機関・下部組織の解体及びナチス官吏、党員の追放等を規定）及びACCの諸規定が明確に位置づけられ、これらの諸規定が厳格に遂行され、SBZでは西側3地区以上にスポーツの非ナチ化、非軍事化が徹底的になされたとしている<sup>2)</sup>。東ドイツのスポーツ史書で重視されるACCの諸規定は、軍事的訓練、軍事的プロパガンダ、軍事的活動の禁止、それを行う諸組織の解散、禁止等を定めた1945年9月20日のACC声明第2号、ナチス諸組織の解散等を規定し、また解散すべき組織を列挙したその補遺にナチス期のスポーツ統括組織を明記した1945年10月10日のACC法令第2号、ドイツ降伏以前に存在したすべてのスポーツ的、競技的、軍事的、準軍事的競技組織（クラブ、連盟、施設、その他の組織）のすべ

での活動の禁止及び遅くとも1946年1月1日までのそれらの解散、すべての軍事的、競技的組織の指導や継続の禁止、すべての組織における軍事的及び軍事的性格の競技の練習の実施及びその種の練習の指導の禁止などを規定する一方で、クライスレベルを越えない地域的性格の非軍事的なスポーツ組織の認可権限を地区司令官に委ねた1945年12月17日のACC訓令第23号などである。一方、西ドイツと呼ばれた時代に西ドイツのスポーツ史家が重視してきたのはACC訓令第23号であった（W. Kortenberg（1954）<sup>3)</sup>、H. Sorg（1955）<sup>4)</sup>、G. Engelhardt（1965）<sup>5)</sup>、K. Gieseler（1965）<sup>6)</sup>、K. Ihmels（1965）<sup>7)</sup>、H. Nicklaus（1978）<sup>8)</sup>、W. Knecht（1978）<sup>9)</sup>、U. Pabst（1980）<sup>10)</sup>、P. Kühnst（1982）<sup>11)</sup>）。西ドイツにおけるACC訓令第23号への関心の高さは、ドイツスポーツの核とも言えるスポーツフェラインの存続問題と地域を超えて拡大するスポーツ組織に対する連合軍、個々の占領国の政策への関心に帰因するものであり、同訓令がこのことを明確に規定しているからであろう。その後、西ドイツのスポーツ史家は、ポツダム協定（H. Nicklaus）、ACC法令第2号（H. Nicklaus、P. Kühnst）、解散を指示されたクラブの財産の差し押さえと引き継ぎ等を規定した1945年10月30日のSMAD指令第124号（H. Nicklaus、U. Pabst）、軍事訓練の廃止・禁止を規定した1945年11月30日のACC法令第8号（H. Nicklaus）等の諸規定にも着目している。しかし、西ドイツのスポーツ史家は、それらの諸法令の西側以上の実施を認めつつも、それを、スポーツの「非ナチ化、非軍事化」という側面以上に、SMAD、ドイツ共産党及び社会主義統一党の「スポーツの政治的利用」という側面から捉え、SBZにおけるスポーツフェラインの禁止・解散及び財産の差し押さえ、スポーツ活動の制限等が問題視されてきたように思われる。またドイツ統合後、東ドイツの代表的なスポーツ史家であったG. Wonnebergerは、ナチス及び連合軍に敵対する者の諸機関及び責任ある地位からの追放を規定した1946年1

月12日のACC訓令第24号にも着目している<sup>12)</sup>。従来のACCやSMADのスポーツ政策に関する研究の問題点の一つは、「スポーツに関する諸規定が厳格に遂行され、SBZでは西側3地区以上にスポーツの非ナチ化、非軍事化が徹底的に遂行された」という主張や「スポーツの政治的利用」という主張についても、具体的な事例をあげて十分な検討がなされていない点にあるように思われる<sup>13)</sup>。今後は、州や地域レベルからの綿密な研究が必要と考えられる<sup>14)</sup>。

SBZ内の各州や地域のスポーツ改革については当然差異が予想されるが<sup>15)</sup>、本研究では、ザクセン州に焦点をあて<sup>16)</sup>、同州の法令集<sup>17)</sup>を手がかりに、政策的側面から同州のスポーツ改革を検討したい。同法令集は、主にACC、SMADの諸規定、ザクセン州政府の諸規定、ザクセン州各地からの報告によって構成されているので、本研究は、1)ザクセン州の法令集に掲載されたACC及びSMADのスポーツに関する諸規定にはどのようなものがあるのか、2)ザクセン州は、ACC及びSMADのスポーツに関連する諸規定に対応し、あるいは独自にどのようなスポーツに関連する諸規定を出しているのか、3)ザクセン州各地からの報告のスポーツに関する内容はどのようなものであり、それらはACC、SMAD、ザクセン州政府の諸規定にどのように対応したものであったのか、ということを中心にみて行きたい。

## II. ザクセン州におけるACC、SMADのスポーツに関する諸規定

まず、ACC、SMADの主なスポーツに関する諸規定について通時的に検討したい。

1945年5月8日のドイツの無条件降伏の後、ACCが設立されたのは、1945年6月5日であるが、同年9月20日の「ドイツに対する声明」<sup>18)</sup>の中にスポーツに関する最初の規定が見られる。同声明は、ドイツ国民に対し、あらゆる種類の軍事訓練、軍事的プロパガンダ、あらゆる性格の軍事的活動を禁止した<sup>19)</sup>。そして、軍事的訓練の助成を目的とするすべての組織・グ

ループの設立、以前の軍人の組織の設立とともに、たとえそれが表向き教育的、宗教的、社会的、スポーツ的なものであっても、軍事的特性を助長させたり、ドイツの軍事的伝統の保持という目的に役立つその他のグループの設立を禁止することを定めている<sup>20)</sup>。

1945年10月1日のACC法令第1号<sup>21)</sup>は、第一にナチス政府によって出された政治的、差別的性格の法令の破棄を規定したものであった。同法では破棄されるナチス期の法令が明示され、その中にはヒトラー・ユーゲント法もみられる<sup>22)</sup>。同法は学校及び家庭以外の場所における青少年の身体的、精神的、道徳的訓練と教育すべてをヒトラー・ユーゲント(Hitler-Jugend、以下、HJ)が管理することを定めたものであった<sup>23)</sup>。法令第1号は、第二に、ドイツにおけるあらゆる種類の軍事訓練の廃止と禁止を規定している<sup>24)</sup>。

同月10日のACC法令2号<sup>25)</sup>は、ナチス諸組織の解散を規定し<sup>26)</sup>、また、断固解散すべき組織を示した同法の補遺<sup>27)</sup>には、ナチス期のスポーツ統轄団体である国家社会主義体育連盟(NS-Reichsbund für Leibesübungen、以下、NSRL)やナチス期のスポーツに大きな役割を果たした突撃隊(Sturmabteilungen = SA)、親衛隊(Schutzstaffeln = SS)、HJなどの団体名が具体的に明記されている<sup>28)</sup>。また、法令第2号は、リストの補遺に「挙げられた組織の新設は同じ名前あるいは違う名前でも禁止される」こと<sup>29)</sup>や、「解散される組織の諸財産は差し押さえられる」<sup>30)</sup>ことなども規定した。

これらのACCの諸規定とは別に、1945年6月9日に設置されたSMADもまた独自に指令(Befehl)などを発した<sup>31)</sup>。スポーツに関するものとしては、1945年10月30日出された指令第124号<sup>32)</sup>と翌31日出された指令第126号<sup>33)</sup>がある。指令第124号は財産の差し押さえ、引き継ぎ等を規定したものであったが、ソビエト軍によって禁止、解散されたフェライン、クラブ等をその対象としている<sup>34)</sup>。一方、指令第126号は、ナチス及び関連諸団体の解散や財産の差し

押さえに関する ACC の法令との関連で、ナチスの財産の差し押さを規定したものであった<sup>35)</sup>。同指令に従ってその財産を差し押さえられる団体が示された一覧<sup>36)</sup>は、先に述べた ACC 法令第 2 号の補遺とほぼ同じであり、その中には、NSRL、突撃隊、親衛隊、HJ などの団体名が記されている<sup>37)</sup>。

同年11月30日の ACC 法令第 8 号<sup>38)</sup>は、ドイツにおける軍事訓練の廃止・禁止を規定したものであり、具体的には、「直接的であれ、間接的であれ、戦争に関する理論、原理、技術、機械装置を教えたり、参加者に戦争行為を準備させるような連盟、結社、グループ、個人の活動は、ここに禁止され違法であることが宣告される」<sup>39)</sup> (条項 1)、「以前の軍人のすべての結社、連盟及びドイツの軍事的伝統を保持しようとする目的のすべての結社、連盟、グループは禁止され、即刻解散される」<sup>40)</sup> (条項 3)、「スポーツや体育 (Leibesübungen) の助成という名目で、この法律のフェラインに関する規定の法網をくぐろうとする企ては禁止される」<sup>41)</sup> (条項 5) ことなどを規定した。

翌1946年4月10日に出された ACC 法令第 23 号<sup>42)</sup>は、ドイツにおける軍事施設の禁止を規定し、禁止すべき軍事施設として、飛行艇基地、射撃・訓練施設などを明記した<sup>43)</sup>。

同年11月9日に出された ACC 訓令第 45 号<sup>44)</sup>はスポーツボートの専門性の制限を規定したものであった。同訓令ではスポーツボートについて、その大きさやスピードまでもが制限され、スポーツ以外の目的、特に軍事的目的でのスポーツボートの使用が禁止された<sup>45)</sup>。

以上のように、法令集にみられる ACC 及び SMAD のスポーツに関する諸規定は、1945 年から 1946 年に出されたものであった。ACC の諸規定は主にスポーツの非ナチ化 (ナチス期の諸法令の破棄、諸組織、団体の禁止・解散)、非軍事化 (軍事的訓練、プロパガンダ、活動の禁止、関連する組織・団体・施設の活動、設立の禁止、用具の制限) を規定するものであり、解散される諸組織については財産の差し押さえ

を指示した。他方、SMAD の諸規定は主に禁止、解散されるスポーツ諸組織・団体の財産の差し押さを規定するものであった。先行研究で重視されていた以外のスポーツに関連する諸規定の存在にも注意する必要がある。その反対に、先行研究で重視されている ACC 訓令第 23 号や訓令第 24 号の内容は同法令集には記されていない。

### Ⅲ. ザクセン州政府のスポーツに関する諸規定

次に、ザクセン州政府によって出された主なスポーツに関する諸規定を通時的に検討したい。

SMAD の初代長官となった K. G. Shukow 元帥は、SMAD 設立の 1 ヶ月後の 1945 年 7 月 9 日に、指令第 5 号を発し、各州のソビエト軍政府の長官、文民行政に携わる代表者などを決定した。ザクセン州ソビエト軍政府の長官には W. I. Kusnezow 大将が任命された<sup>46)</sup>。ザクセン州の法令集に記載される同州ソビエト軍政府の指令の最初のもは同年 7 月 17 日のものである。一方、ザクセン州行政府はハレに置かれ、その幹部会は、首相 Dr. Erhard Hübener (民主党)、第 1 副首相 Robert Siewert (共産党)、副首相 Professor Dr. Walter Hülse (無党派)、Ernst Thape (社会民主党)、Willy Lohmann (民主党) の 5 名によって構成されていた。また、ザクセン州は、メルゼブルク、マグデブルク、デッサウという三つの地区に区分されたが、各地区の第 1 副首相もすべて共産党員が占めていた<sup>47)</sup>。この時期からすでに共産党員が警察など管轄する第 1 副首相の地位にあったのである。このことは同州スポーツ政策を考える際にも重要であり、今後検討が必要となる。1945 年 7 月 23 日にザクセン州幹部会は命令を発し、すべての命令、諸規定は、第 1 副首相との事前の協議の後、首相によって批准されることや、幹部会は、ソビエト軍政府の同意を得、行政、司法の実施に必要な司法、行政命令を発することなどを定めた<sup>48)</sup>。

法令集において、スポーツに関する最初の

ザクセン州の諸規定は、1945年9月6日の行政  
肅正に関する命令<sup>49)</sup>のように思われる。同命  
令はザクセン州の行政諸局からのナチスの排除  
を規定した<sup>50)</sup>。ACC及びSMADの諸規定以前  
に、NSRL、突撃隊、親衛隊、HJの関係者を排  
除すべき活動的なナチスとして明確に位置づけ  
ていることが特徴的である<sup>51)</sup>。

翌9月7日には「反ファシズム青少年委員会  
設立に関する命令」<sup>52)</sup>が出された。同命令の中  
では、ナチズムが支配した12年間、「来たるべ  
き侵略戦争のために、青少年が精神的にも、ま  
た、国防スポーツや野外演習（Wehrsport und  
Geländeübungen）によって身体的にも訓練さ  
れていた」<sup>53)</sup>ことが批判され、青少年からナチ  
ス的、軍国主義的思考を根絶することが第一の  
課題とされた<sup>54)</sup>。スポーツについては、それ  
が演劇やダンスなどととも、「真の生活の喜  
びを青少年に享受させることに役立つ」<sup>55)</sup>もの  
として肯定的な評価がなされている。そして、  
ソビエト当局の同意を得て、地域長官、郡長、  
市長管轄の教育局に青少年委員会専門の部局を  
設置すること、青少年活動に必要なスポーツ用  
具・施設を利用させることなどが定められ  
た<sup>56)</sup>。その他、すでに存在する青少年委員会  
を命令や実施規定によって改組することや、す  
べての他の政治的、スポーツ的な青少年組織は  
ソビエト当局の命令によって禁止されているの  
で、それらが存在する時、解散することなども  
同命令は定めた<sup>57)</sup>。同日、青少年委員会設置  
命令に関する実施規定<sup>58)</sup>が出された。同規定  
では、青少年委員会の専門委員は、「青少年活  
動の経験があるものでなければならず、更にで  
きれば1933年以前に反ファシズム青少年運動に  
従事した者が望ましい」<sup>59)</sup>と規定された。青少  
年委員会は、六つの部門（青少年指導者、少女  
代表者、文化担当者、反ファシズム宣伝活動担  
当者、企業活動・労働配置担当者、スポーツ担  
当者）で構成されることとされ、スポーツ担当  
者は、「青少年のスポーツ活動を組織し、その際、  
いわゆる国防スポーツに類さないものを行うこ  
とに留意する」<sup>60)</sup>ことなどが定められている。

また、同規定では、「青少年スポーツは幅広い  
階層の青少年を反ファシズムの青少年活動に獲  
得することに役立つもの」<sup>61)</sup>とされ、サッカー、  
バレーボール、体操、卓球・テニス、水泳、ボ  
ート、冬季スポーツ等の個々のスポーツ種目で練  
習時間を定め、スポーツ競技会の準備に取りか  
かるべきとされている<sup>62)</sup>。このような戦後直  
後の反ファシズム青少年委員会でのスポーツ活  
動に関する具体的な規定はSBZの他州の法令  
集にはみられない<sup>63)</sup>。

翌1946年1月21日の学校肅正命令に関する第  
二実施規定<sup>64)</sup>では、教育部門の課題として、  
スポーツ大会（Sportveranstaltung）の開催等  
があげられている<sup>65)</sup>。

同年5月22日にはフェライン等の新規則に関  
する命令<sup>66)</sup>が出された。その中ではすべての  
フェラインの解散が指示された他、解散された  
フェラインの財産の差し押さえやその受託者な  
どが決められた<sup>67)</sup>。

1948年5月17日にはスポーツフィッシング組  
合などの解散に関する命令<sup>68)</sup>が出された。同  
命令は、ザクセン州に存在するスポーツフィッ  
シング組合、スポーツフィッシング賃貸契約共  
同体（Sportfischerpachtgemeinschaften）、以前  
のフィッシングフェラインを直ちに解散するこ  
となどを規定した<sup>69)</sup>。同命令で重要と考えら  
れるのは、同命令が、1945年12月17日のACC  
訓令第23号に基づいたものであると記されてい  
ることである。訓令第23号は、「ドイツにおけ  
るスポーツの制限と非軍事化」と題され、戦後  
のドイツにおけるスポーツ改革に関する従来の  
研究が最も重視している規定の一つである。同  
訓令は、ドイツ降伏以前に存在したすべてのス  
ポーツ的、競技的、軍事的、準軍事的競技組織  
（クラブ、連盟、施設、その他の組織）のすべ  
ての活動の禁止及び遅くとも1946年1月1日ま  
でのそれらの解散、すべての軍事的、競技的組  
織の指導や継続の禁止（特に、飛行訓練、パラ  
シュートによる降下、滑空、フェンシング、軍  
事的、準軍事的訓練や実演、火器による射撃な  
どに適用）、すべての組織における軍事的及び

軍事的性格の競技の練習の実施及びその種の練習の指導の禁止などを規定する一方で、地域的性格の非軍事的なスポーツ組織の存在を認めていた。しかし、それらのスポーツ組織の新設もクライスレベルを越えないことが条件とされ、新設の認可権限は地区司令官に委ねられた<sup>70)</sup>。同訓令については先に述べたようにその内容は同法令集に掲載されなかった。この理由については不明であるが<sup>71)</sup>、同命令からは、1945年に発せられた訓令第23号が、この時期依然として同州において有効であり、スポーツが強く制限されていることが窺える<sup>72)</sup>。

また、1948年11月16日には、「スポーツ共同体 (Sportgemeinschaften) の登記に関する命令」<sup>73)</sup>が出された。「同州においてつくられるすべてのスポーツ共同体は内務省に登録しなければならない」<sup>74)</sup>ことや所定の申請書にそのスポーツ共同体の指導者、会員数、スポーツ種目 (種類) を明記しなければならないことなどを同命令は定めている<sup>75)</sup>。

以上のようにザクセン州政府のスポーツに関する諸規定は、ACCの諸規定より早い1945年9月から1948年までみられ、それらは、主にナチス期のスポーツ関係者の行政諸局からの排除、フェライン等の解散と財産の差し押さえ、反ファシズム青少年委員会、教育部門によるスポーツの助成、スポーツ共同体の新規登記を規定している。その他、諸規定の内容からは、同州において戦後当初反ファシズム青少年委員会以外の青少年組織でのスポーツが禁止されていたことやスポーツの制限と非軍事化を規定するACC訓令第23号が長く有効であったことが窺える。反ファシズム青少年委員会を設立し、国防スポーツに類さないスポーツを州独自に助成しようとしていることは注目されるが、その一方で他の青少年組織でのスポーツを禁止していることや、州によるスポーツの助成が青少年委員会や教育部門に限定され、戦後間もなくしかみられないことにも注意する必要があると思われる<sup>76)</sup>。

#### IV. ザクセン州におけるスポーツの状況

この他、同法令集にはザクセン州の各地からの報告が掲載されている。スポーツに関するものの多くは、各地区の裁判所 (Kreisgericht) からの報告である。1946年4月29日のRoßblauの報告が最初のものである。それには、カヌークラブ (Kanuclub Elbefreunde Roßblau in Roßblau)、ボート協会 (Roßblauer Rudergesellschaft in Roßblau)、トゥルネン・スポーツフェライン (Roßblauer Turn-und Sportverein 1863 in Dessau-Roßblau)、射撃ギルド (Schützengilde Roßblau in Roßblau)、トゥルンフェライン (Turnverein Jahn in Roßblau) という五つの組織・団体が当局によって社団登記簿から抹消されることが記されている<sup>77)</sup>。以後も各地からの報告の中に、解散及び社団登記簿より抹消すべきスポーツ団体・組織の団体名が数多くみられる。その中で日付の明確なものに限り、その報告のあった年月日、場所、スポーツ組織・団体の解散、抹消等の要請者、その根拠、要請に対して地区裁判所が下した決定の内容を (表1) に示した<sup>78)</sup>。

表1について幾つか詳しくみて行きたい。

第一は、ザクセン州各地において、スポーツに関係する組織・団体の解散・抹消の指示が、1946年4月以後、東ドイツ建国 (1949年10月) まで継続的に出されていること、及び、各地区で時間的なずれがあることである。このことは、1945年にACCの法令等で指示されたフェラインなどの解散が、実際それが実行に移されるまでにかなり時間を要したこと、そして、それに対する対応が各地区によって異なっていたことを窺わせる。

第二は、スポーツ組織・団体の解散、抹消等の要請者に関することである。表1をみる限り、各地区の行政及び警察がその要請者となることが最も多い。

第三は、スポーツ組織・団体解散等の要請の根拠に関することである。例えば、1946年6月3日のStendalからの報告では、フェラインは、

表1 ザクセン州法令集に記載されたスポーツ関係の報告 (1945-1949年)

報告の年月日	報告された場所	スポーツ組織・団体の 解放、抹消等の要請者	要請の 根拠	要請に対して地区裁判所の下した決定の内容
1946. 4. 29	Rosslau	当局	C	5つのスポーツ組織・団体の抹消
1946. 5. 23	Stendal	記載なし	A	8つの射撃関係組織・団体の禁止、解散
1946. 6. 3	Stendal	記載なし	A	12のスポーツ組織・団体の禁止、解散
1946. 8. 29	Dippoldiswalde	記載なし	B	1つのスポーツ組織の抹消
1946. 8. 30	Dippoldiswalde	記載なし	B	2つのスポーツ組織の抹消
1946. 8. 31	Dippoldiswalde	記載なし	B	6つのスポーツ組織・団体の抹消
1946. 9. 2	Dippoldiswalde	記載なし	B	4つのスポーツ組織・団体の抹消
1946. 9. 11	Dippoldiswalde	記載なし	B	1つのスポーツ団体の抹消
1946. 9. 12	Dippoldiswalde	記載なし	B	1つのスポーツ組織の抹消
1946. 9. 17	Dippoldiswalde	記載なし	B	3つのスポーツ組織・団体の抹消
1946. 11. 6	Hohenstein-Ernstthal	記載なし	B	7つのスポーツ組織・団体の解放、抹消
1946. 11. 12	Hohenstein-Ernstthal	記載なし	B	4つのスポーツ組織・団体の解放、抹消
1946. 11. 18	Hohenstein-Ernstthal	記載なし	B	3つのスポーツ組織・団体の解放、抹消
1946. 11. 21	Hoyerswerde	部長	C	3つの射撃関係組織の解散
1946. 11. 29	Limbach	記載なし	B	2つのスポーツ組織・団体の抹消
1946. 12. 5	Lichtenstein	部長	C	14のスポーツ組織・団体の抹消
1946. 12. 5	Pulsnitz	記載なし	C	1つのスポーツ組織の抹消
1947. 1. 27	Lommatzsch	郡庁	C	4つのスポーツ組織・団体の抹消
1947. 4. 28	Falkenstein	市当局	B	10のスポーツ組織・団体の抹消
1947. 9. 25	Sayda	クライス警察局	B	4つのスポーツ組織・団体の解放、抹消
1947. 10. 17	Kirchberg	当局	B	11のスポーツ組織・団体の抹消
1947. 12. 15	Rosswein	都市評議会	C	3つのスポーツ組織の解散
1948. 1. 3	Rosswein	自治体評議会	B	1つのスポーツ組織の抹消
1948. 1. 19	Annaberg	クライス警察局	B	37のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 1. 21	Rosswein	自治体評議会	B	1つのスポーツ組織の抹消
1948. 1. 27	Limbach	クライス評議会	C	17のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 1. 30	Reichenbach	都市評議会	A	7つのスポーツ組織・団体の解放、抹消
1948. 2. 16	Meissen	都市評議会	A	3つのスポーツ組織の抹消
1948. 3. 4	Waldheim	市長	B	5つのスポーツ組織・団体の抹消
1948. 3. 10	Werdau	都市行政	B	8つのスポーツ組織・団体の解放、抹消と財産の差し押さえ
1948. 4. 16	Zwickau	記載なし	B	8つのスポーツ組織・団体の解放、抹消
1948. 5. 10	Koenigsbrueck	クライス評議会	B	9つのスポーツ組織・団体の抹消
1948. 5. 18	Crimmitschau	都市評議会	B	5つのスポーツ組織・団体の抹消
1948. 6. 4	Crimmitschau	自治体評議会	B	3つのスポーツ組織・団体の抹消
1948. 6. 8	Oederan	クライス警察局	B	8つのスポーツ組織・団体の抹消
1948. 6. 11	Rochlitz	クライス警察局	B	12のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 6. 16	Frankenberg	クライス警察局	B	13のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 6. 16	Waldheim	市長	B	2つのスポーツ組織の抹消
1948. 6. 17	Penig	クライス警察局	C	12のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 6. 18	Waldheim	市長	B	1つのスポーツ組織の抹消
1948. 6. 18	Aue	クライス警察局	B	4つのスポーツ組織・団体の抹消
1948. 6. 29	Waldheim	市長	B	1つのスポーツ組織の抹消
1948. 6. 30	Augustusburg	記載なし	C	17のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 7. 2	Zschopau	クライス警察局	B	9つのスポーツ組織・団体の抹消
1948. 7. 10	Hainichen	都市評議会	B	11のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 7. 17	Werdau	自治体	B	8つのスポーツ組織・団体の解放、抹消と財産の差し押さえ
1948. 7. 28	Borna	クライス評議会	C	20のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 8. 2	Neusalza-Spremberg	クライス評議会	B	10のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 8. 10	Rosswein	記載なし	A	1つのスポーツ組織の解散
1948. 8. 11	Sebnitz	クライス警察局	C	10のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 8. 26	Pausa	記載なし	B	5つのスポーツ組織の解散
1948. 8. 27	Pirna	記載なし	C	18のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 8. 31	Zwoenitz	記載なし	C	6つのスポーツ組織・団体の抹消
1948. 9. 3	Tharandt	記載なし	B	1つのスポーツ組織の解散、抹消
1948. 9. 6	Herrnhut	クライス評議会	B	11のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 9. 21	Bad Schandau	クライス警察局	B	6つのスポーツ組織・団体の抹消
1948. 10. 15	Borna	クライス評議会	C	1つのスポーツ組織の抹消
1948. 11. 1	Oschatz	クライス警察局	B	10のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 11. 1	Riesa	クライス警察局	B	5つのスポーツ組織・団体の抹消
1948. 11. 20	Riesa	クライス警察局	B	24のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 12. 10	Grimma	クライス評議会	B	14のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 12. 11	Grimma	クライス評議会	B	3つのスポーツ組織・団体の抹消
1948. 12. 18	Radeberg	クライス警察局	C	3つのスポーツ組織・団体の抹消
1948. 12. 20	Radeberg	クライス警察局	B	10のスポーツ組織・団体の抹消
1948. 12. 20	Nossen	記載なし	C	2つのスポーツ組織・団体の抹消
1949. 1. 7	Grimma	クライス評議会	B	7つのスポーツ組織・団体の抹消
1949. 1. 10	Schneeberg	記載なし	C	1つのスポーツ団体の抹消
1949. 1. 19. 20	Marienberg	クライス警察局	B	11のスポーツ組織・団体の抹消
1949. 1. 26	Klingenthal	クライス警察局	C	4つのスポーツ組織・団体の抹消
1949. 2. 7	Roetha	記載なし	C	9つのスポーツ組織・団体の抹消
1949. 3. 12	Tharandt	都市警察庁	A	7つのスポーツ組織・団体の抹消
1949. 3. 25	Tharandt	都市警察庁	A	1つのスポーツ団体の抹消
1949. 3. 26	Hoyerswerda	クライス評議会	C	11のスポーツ組織・団体の抹消
1949. 3. 30	Adorf	クライス警察局	B	7つのスポーツ組織・団体の抹消
1949. 3. 31	Ruhland	記載なし	B	7つのスポーツ組織・団体の解散
1949. 4. 7	Markneukirchen	記載なし	C	9つのスポーツ組織・団体の抹消
1949. 4. 13	Limbach	都市警察庁	C	4つのスポーツ組織・団体の抹消
1949. 4. 20	Glauchau	クライス警察局	C	2つのスポーツ組織・団体の抹消
1949. 4. 25	Meerane	クライス警察局	B	6つのスポーツ組織・団体の抹消
1949. 4. 26	Pausa	記載なし	C	1つのスポーツ組織の抹消
1949. 10. 17	Chemnitz	クライス評議会	A	1つのスポーツ組織の財産差し押さえ

【備考：A：ACC、SMADの諸規定、B：ザクセン州政府の諸規定、C：その他（当局、地区、自治体の命令、地区警察の指示など）】



表2 ザクセン州において解散、抹消を指示された主なスポーツに関する組織、団体の主な種類と数 (1945-1949年)

ザクセン州において解散、抹消を指示された主なスポーツ組織・団体の種類		数
トゥルネン	Turnverein (211), Turngemeinde (8), Maennerturnverein (6) など	241
射撃	Schuetzensgesellschaft (67), Schuetzengilde (17) など	112
トゥルネン・スポーツ	Turn-und Sportverein (19), Turn-und Sportgemeinschaft (17) など	41
ケーゲル	Keglerverein (13) など	29
スポーツ	Sportverein (13) など	21
テニス	Tennisklub (7), Tennisclub (6) など	14
身体運動	Verein fuer Leibesuebungen (4) など	9
オート・スポーツ	Automobil-Club (4) など	9
自転車	Radfahrer-Verein (7) など	8
労働者トゥルネン・スポーツ	Arbeiterturnverein (5) など	7
ボート	Ruderclub (3), Ruder-Verein (2) など	7
水泳	Schwimmverein (5) など	6
サッカー	Fussballklub (3), Fussballclub (2) など	6
馬術	Reitverein (3) など	5
フィッシング	Angelverein (2), Sportfischerverein (1) など	5
スキー	Skiclub (2) など	4
アルペン	Alpenverein (4)	4
その他	Wintersportverein (3), Verein fuer Bewegungsspiele (3) など	30

【備考：総数は558、なお、表2の数値には表1と同様日付の明確な報告のみを利用した。】

ACC 法令第8号 (1945年11月30日、軍事訓練の廃止・禁止) によって禁止されているという理由で、解散すべき組織・団体として、トゥルネン・スポーツフェライン、サッカークラブなど12のスポーツ組織・団体の名が記されている<sup>79)</sup>。その他、ACC 及び SMAD の諸規定の中で、スポーツ組織・団体の解散、抹消等の根拠とされているものには、ACC 法令第1号 (1945年10月1日)、同第2号 (1945年10月10日)、SMAD 指令第126号 (1945年10月31日) などがある。

また、同年11月29日の Limbach の報告には1946年10月1日のザクセン州の司法機関の命令に従って抹消される組織・団体のリストが掲載され、その中には二つのスポーツ団体の名が見られる<sup>80)</sup>。州の命令の中で、最もフェライン等の解散、抹消の根拠とされるものは、1946年4月25日の命令 (ザクセン警察長官)<sup>81)</sup> と同年5月23日の命令 (第216号-司法)<sup>82)</sup> である。この二つの命令の内容は不明である<sup>83)</sup>。これらのことも、各地区でフェラインの解散などへの対応が異なっていたことを窺わせる。

第四は、同州において解散、抹消を指示されたスポーツに関する組織、団体の種類と数に

関してである。その主なものについては上記(表2)に示した。

表2については、非軍事的と思われるスポーツ種目や NSRL に関係のないと考えられる1933年以前に存在した労働者のスポーツ関係組織、団体までもが解散、抹消の対象となっていることにも注意する必要がある<sup>84)</sup>。

以上のようにザクセン州各地の報告からは、スポーツの非ナチ化、非軍事化を指示する ACC の諸規定や、財産の差し押さえを規定する SMAD の諸規定及びザクセン州の諸規定を根拠に、第二次大戦以前からの同州のスポーツに関する組織・団体が、主に各地区の行政や警察の指示によって、1946年4月以後、継続的かつ徹底的に解体される様子が窺える。

このスポーツフェラインの存続と再建について、高津は西側3地区での戦前・戦中からのスポーツフェラインの存続を問題視し、西側地区では西側軍政府がフェラインに関する諸規定をないがしろにしたことによって、敗戦前に存在したフェラインが形式的な解散のあと再組織し、存続することが許されたとする R. Baduhn の説に注目し紹介している<sup>85)</sup>。R. Baduhn の説についてはさらに吟味を要するが、フェライン

の解体が“実際”に徹底的に遂行されていることはSBZにおけるスポーツ改革の特徴の一つとして重要と考えられる<sup>86)</sup>。

## V. 結びにかえて

ソビエト占領下ドイツザクセン州においてACC及びSMADのスポーツに関する諸規定は、1945年から1946年にみられた。ACCの諸規定は主にスポーツの非ナチ化（ナチス期の諸法令の破棄、諸組織、団体の禁止・解散）、非軍事化（軍事的訓練、プロバガンダ、活動の禁止、関連する組織・団体・施設の活動、設立の禁止、用具の制限）を規定するものであり、解散される諸組織については財産の差し押さえを指示した。SMADの諸規定は主に禁止、解散されるスポーツ諸組織・団体の財産の差し押さえを規定するものであった。ザクセン州政府のスポーツに関する諸規定は、ACCの諸規定より早い1945年9月から1948年までみられ、それらは、主にナチス期のスポーツ関係者の行政諸局からの排除、フェライン等の解散と財産の差し押さえ、反ファシズム青少年委員会、教育部門によるスポーツの助成、スポーツ共同体の新規登記を規定している。その他、諸規定の内容からは、同州において戦後当初反ファシズム青少年委員会以外の青少年組織でのスポーツが禁止されていたことやスポーツの制限と非軍事化を規定するACC訓令第23号が長く有効であったことが窺える。反ファシズム青少年委員会を設立し、そこで、国防スポーツに類さないスポーツを州独自に助成しようとしていることは注目されるが、その一方で他の青少年組織でのスポーツを禁止していることや、州によるスポーツの助成が青少年委員会や教育部門に限定され、戦後間もなくしかみられないことにも注意する必要があると思われる。ザクセン州各地の報告からは、主に1945年10月から1946年5月に出されたスポーツの非ナチ化、非軍事化を指示するACCの諸規定や、財産を差し押さえを規定するSMADの諸規定及びザクセン州の諸規定を根拠に、第二次大戦以前からの同州のスポーツ

に関する組織・団体が、主に各地区の行政や警察の指示によって、1946年4月以後、継続的かつ徹底的に解体される様子が窺える。フェラインの解体が“実際”に徹底的に遂行されていることはSBZにおけるスポーツ改革の特徴の一つとして重要と考えられる。

戦前の伝統的スポーツフェラインを徹底的に解体しようとする動きなどについて、従来の研究より具体的に明らかにできたことが本研究の成果と考えられる。しかし、本研究では解体されたスポーツフェライン等に代わって、新しくつくられたスポーツ組織等については明らかにされていない。また、主に本研究は法令集の分析に留まり、ACC、SMAD、並びに州政府のスポーツ政策主体の関係構造、各主体の意図及びそれらの変化等も明らかにしていない。SBZにおけるスポーツ改革、スポーツの非ナチ化、非軍事化、伝統的なものの排除の意味を問うためにはそれらを明らかにしなければならない。今後の課題としたい。

## 【註及び引用】

- 1) 以下を参照。星乃治彦、『東ドイツの興亡』、青木書店、1991年、48頁。成瀬治、黒川康、伊東孝之、『ドイツ現代史』、山川出版社、1987年、294-295頁。
- 2) Hrsg. von Wonneberger, G.: Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961, Geschichte der Körperkultur in Deutschland, Bd.IV., Berlin, 1967, S.15-78.
- 3) Kortenberg, W.: DER SPORT IN DER SOWJETISCHEN BESATZUNGSZONE, Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen Bonn, 1954.
- 4) Sorg, H.: Von der Stunde Null bis zum Deutschen Sportbund. In: Deutscher Sportbund (Hrsg.): Jahrbuch des Sports 1955/1956, Frankfurt a.M., 1955., 79-98.
- 5) Engelhardt, G.: Die Leibeserziehung an den Schulen in der Sowjetischen Besatzungszone, Bonn und Berlin, 1965.

- 6) Gieseler, K.: Sport als Mittel der Politik, Mainz, 1965.
- 7) Ihmels, K.: Sport und Spaltung in der Politik der SED, Köln, 1965.
- 8) Nicklaus, H.: Vom Kommunalsport zum Deutschen Sportausschuß, Schorndorf, 1982.
- 9) Knecht, W.: Das Medaillenkollektiv, Fakten Dokumente Kommentare zum Sport in der DDR, Berlin, 1978.
- 10) Pabst, U.: Sport-Medium der Politik?, Der Neuaufbau des Sports in Deutschland nach dem Zweiten Weltkrieg und die innerdeutschen Sportbeziehungen bis 1961, Berlin, München, Frankfurt a.M., 1980.
- 11) Kühnst, P.: Der mißbrauchte Sport, Die politische Instrumentalisierung des Sports in der SBZ und DDR 1945-1957, Köln, 1982.
- 12) Wonneberger, G.: CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil 1: 1945-1949. In: Beiträge zur Sportgeschichte 1, Spotless Verlag, 1995, S.8-44. ドイツ統合後、東ドイツの歴史学に対する批判と同じ様に同国の教条主義的なスポーツ史叙述に対しても懐疑がもたれている。このような状況下でG. Wonnebergerによって書かれたという意味で同書は重要である。
- 13) ベルリンの崩壊後間もなくの1990年に東ドイツのスポーツ研究にも長く携わってきたH. BernettはStadion誌に“Prolegomena zur historischen Aufarbeitung des Systems von Sport und Körperkultur in der DDR”と題する論文を掲載した(Stadion, X VI (1990), S.1-36.)。同論文においてH. Bernettは東ドイツ及びソビエト占領下ドイツにおけるスポーツに関する研究動向の整理を試みるとともに、将来的な研究の方向性を示している。特に東ドイツ時代に書かれた教条主義的なスポーツ史叙述に対する批判と西ドイツ時代に書かれた東ドイツスポーツに関する叙述の再吟味の必要性という指摘は、戦後のドイツスポーツ史をどの様に再構成すべきかという問題とも関連し、今日においてもなお示唆的である。その後W. Forstらの史料集やG. Wonnebergerの論文も出されたが、東ドイツ及びソビエト占領下ドイツのスポーツに関する包括的で詳細な像はまだ提示されていないのが現状であろう。その理由の一つは、M. Krügerも指摘するように史料的な問題である。以下を参照。Hrsg. von Forst, W.: Studienmaterial zur Sportwissenschaft, Quellenauszüge zur Sportgeschichte, Teil II: 1945-1970 (DDR-Sport), Braunschweig/Magdeburg, 1991. Krüger, M.: Einführung in die Geschichte der Leibeserziehung und des Sports, Teil III: Leibesübungen im 20. Jahrhundert. Sport für alle, Schorndorf, 1993, S.173-174. また、第二次大戦中から既に連合国は戦後のドイツにおけるスポーツ政策を企図していた。このことに関する高津の研究はSBZにおけるスポーツ改革を考える上でも重要である。高津勝、「連合国の対ドイツ・スポーツ政策の形成—戦中期の立案を中心に—」、「一橋大学研究年報 人文科学研究」、第34巻、1997年、3~147頁。
- 14) 西側地区のスポーツ改革については、地域レベルまで研究を掘り下げた実証的な研究が既に存在する。例えば、Hrsg. von Buss, W.: Die Entwicklung des Sports in Nordwestdeutschland, 1945-1949, Duderstadt, 1984.
- 15) SBZにおけるスポーツ改革が州によって異なっていたことについては、前掲書11)、20頁及び12)等を参照。
- 16) 5州の中で法令集が1945年から残されている州は、ブランデンブルク、ザクセン、テューリンゲンの3州である。この中で、H. Nicklaus(註8)などの先行研究が参考となるザクセン州を本研究では先ず取り上げることにした。
- 17) 以下を使用。1945-1946年: Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, 1947年: GESETZE/BEFEHLE VERORDNUNGEN BEKANNTMACHUNGEN veröffentlicht durch die Landesregierung Sachsen, 1948-1949年

- : GESETZ-UND VERORDNUNGSBLATT LAND SACHSEN. なお、同法令集は、1946年まではザクセン・アンハルト州にも有効であるとされている。
- 18) Proklamation an Deutschland.
- 19) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.2., 1945.10.20., S.3.
- 20) Ibid.
- 21) Gesetz Nr.1 Betr.: Aufhebung faschistischer Gesetze.
- 22) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.3., 1945.11.3., S.2-3.
- 23) 村瀬興雄、『ナチズムと大衆社会』、有斐閣、1987年、79頁。同法によってドイツ領内の全青少年はHJに組織されることになった。ドイツに数多く存在した青少年団体はHJに吸収されるか解散したり非合法的存在になるしかなかった。HJの創立は1922年。活動内容は集団キャンプ、研究活動、合宿など多面的であったが体育やスポーツも盛んに行われた。
- 24) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.3., 1945.11.3., S.3-4.
- 25) Gesetz Nr.2 Betr.: Auflösung der Nazi-Organisationen.
- 26) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.3., 1945.11.3., S.4.
- 27) Anhang zu Gesetz Nr.2.
- 28) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.3., 1945.11.3., S.4. ナチスの政治目標に奉仕することとなったNSRLと並んで、多くのナチス組織が国民の身体育成に努めた。ナチスの突撃隊、親衛隊、HJなどがそれにあたる。ナチスは1933年の時点で政治的に強化した突撃隊を武装解除し、党の奉仕的な事業団体に再編するとともに、戦闘的な右翼団体や国粹的な退役軍人の組織する鉄兜団をそこに糾合し、二百万人の構成員を擁する団体を作り上げた。その際、最も突撃隊が重視した活動の一つが一般大衆への「準軍事的スポーツ」ないしは「国防スポーツ」の奨励であった。
- 29) Ibid.
- 30) Ibid.
- 31) このことについて木戸はSBZで発せられたSMAD指令はACCの各種法令を一方的に受け継ぎ具体化したものではない。むしろSMADの指令がACCの決定をしばしば先取りした事実はナチズムの一掃を計った措置に即しても数例指摘できると述べている。木戸衛一、「ソ連占領下ドイツにおける戦後改革の諸相」、『歴史学研究』、第600号、1989年、37頁。
- 32) Betr.: Auferlegung der Sequestration und Übernahme in zeitweilige Verwaltung einiger Vermögenskategorien.
- 33) Befehl Nr.126 Betr.: Konfiszierung des Vermögens der NSDAP.
- 34) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.4/5/6., 1945.11/12., S.10.
- 35) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.4/5/6., 1945.11/12., S.12.
- 36) Verzeichnis der Organisationen, deren Vermögen der Konfiszierung gemäß Befehl Nr.126.
- 37) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.4/5/6., 1945.11/12., S.12-13. 同指令の一覧は、ACC法令第2号の補遺とはほぼ同じであるが、若干異なる表記もある。例えば、NSRLについて、法令第2号では‘NS-Reichsbund für Leibesübungen’、指令第126号では‘NS Sportbund’と記されている。
- 38) Gesetz Nr.8 Betr.: Ausschaltung und Verbot der militärischen Ausbildung.
- 39) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.9., 12.1945.12.29., S.3. 同法に関する研究としては、次を参照。高津勝、「連合国の対ドイツ占領スポーツ政策に関する研究～『軍事訓練の廃止・禁止』の法制化過程を中心に～」、『成田十次郎先生退官記念論文集 体育・スポーツ史研究の展望－国際的成果と課題』、不味堂、1996年、96-112頁。
- 40) Ibid.

- 41) Ibid.
- 42) Gesetz Nr.23 Betr.: Verbot der militärischer Bauten in Deutschland.
- 43) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.13/14/15/16., 1946.4.27., S.136-137.
- 44) Direktive Nr.45 Betr.: Abgrenzung der technischen Merkmale für die deutschen Sportboote.
- 45) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.44., 1946.11.30., S.478.
- 46) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.1, 1945.10.6., S.13.
- 47) Ibid., S.22.
- 48) Ibid.
- 49) Verordnung über die Säuberung der Verwaltung.
- 50) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.1., 1945.10.6., S.38.
- 51) Ibid., S.39.
- 52) Verordnung über die Bildung von antifaschistischen Jugendausschüssen.
- 53) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.2., 1945.10.20., S.32.
- 54) Ibid.
- 55) Ibid.
- 56) Ibid., S.33.
- 57) Ibid.
- 58) Ausführungsbestimmungen zur Verordnung über die Bildung von Jugendausschüssen.
- 59) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.2., 1945.10.20., S.33.
- 60) Ibid.
- 61) Ibid., S.34.
- 62) Ibid.
- 63)ブランデンブルクの法令集には1945年9月20日に「反ファシズム青少年委員会設置に関する基本方針」が出されたという記載はあるがその内容は不明である。
- 64) Zweite Ausführungsbestimmung zur Verordnung zur Säuberung der Schulen.
- 65) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.2/3/4/5., 1946.2.16., S.31-32.
- 66) Verordnung über die Neuregelung des Vereins- und Genossenschaftswesens.
- 67) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.22., 1946.6.1., S.212.
- 68) Anordnung über die Auflösung von Sportfischergenossenschaften, Sportfischerpachtgemeinschaften und Anglervereinen.
- 69) GESETZ-UND VERORDNUNGSBLATT LAND SACHSEN, Nr.14., 1948.6.12., S.329.
- 70) Hrsg. von Forst, W., 前掲書13), 8-9頁。
- 71) この理由は不明であるが、同命令によると、訓令第23号はSBZでは1946年1月31日のACCの官報に記載されたとされている。
- 72) このことについて、G. Wonnebergerは、1948年4月SBZでは、訓令第23号を維持する方針がSMADとドイツ社会主義統一党の間で確認されたと述べている。前掲書12)、28頁。
- 73) Verordnung über die Registrierung von Sportgemeinschaften.
- 74) GESETZ-UND VERORDNUNGSBLATT LAND SACHSEN, Nr.29., 1948.12.10., S.627. このように新設されるスポーツ共同体に関する規定を同命令は定めたが、法令集の社団登記簿の箇所等には、新設されたスポーツ共同体の名前はみられない。
- 75) Ibid.
- 76) H. Nicklausは、このように戦後初期、スポーツが行政機関の青少年委員会、教育部門などに管理、制限されていたことについて、この時期から、ソビエトをモデルとしたスポーツ組織が企図されていたと述べている(前掲書8)、35-38頁)。しかし、この時期からのソビエト化の問題についてはさらに検討が必要である。
- 77) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.23., 1946.6.8., S.235.
- 78) 表1の出典は次の通りである。1946.6.8. Nr.23., S.235./1946.8.3. Nr.32., S.346./1947.4.9. Nr.7., S.144. / 1947.4.30.

Nr.8., S.173. / 1948.4.9. Nr.9., S.217-220. / 1947.5.28. Nr.10., S.224. / 1947.12.2. Nr.22., S.578-580./1948.5.15. Nr.12., S.286. / 1948.5.30. Nr.13., S.323,340. / 1948.7.21. Nr.17., S.404. / 1948.10.21. Nr.26., S.576. / 1948.11.10. Nr.27., S.600. / 1949.1.24. Nr.2., S.31-35. / 1949.3.30. Nr.9., S.203-204, 206-208. / 1949.4.12. Nr.10., S.225. / 1949.6.25. Nr.16., S.386-388./1949.7.15. Nr.,19., S.500-504. / 1949.8.31. Nr.23., S.559-560./1949.9.21. Nr.25., S.607-608. / 1949.12.4. Nr.33., S.839. この他次の場所からの報告が記載されている。Dresden, Plusnitz, Waldenburg, Freital, Chemnitz, Leisnig, Meißen, Zittau, Burgstädt, Eibenstock, Bischofswerda, Ebersbach, Stolpen, Zwickau, Olbernhau, Wolkenstein, Auerbach, Ehrenfriedersdorf, Colditz, Oelsnitz, Großenhain. これらを含めると解散、抹消を指示されたスポーツ組織、団体の数は千以上となる。

79) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr.32., 1946.8.3., S.346.

80) GESETZE/BEFEHLE VERORDNUNGEN BEKANNTMACHUNGEN, Nr.7., 1947.4.9., S.144.

81) Rundverfügung der Landesverwaltung Sachsen-Inneres, Chef der sächsischen Polizei-.

82) Rundverfügung Nr.216 der Landesverwaltung Sachsen-Justiz-.

83) 許可された以外のすべてのフェライン・組合の解散については、W. Kortenberg等は、1946年5月22日のザクセン州の命令を重視している。このことについてはさらに検討が必要である。例えば前掲書3)、5-7頁を参照。

84) このことについては前掲書7)、13頁を参照。

85) 高津勝、『現代ドイツスポーツ史序説』、創文企画、1996年、102-103頁。

86) 同州においてスポーツフェライン解体の方針は一貫していたが、政党レベルではスポーツフェラインを要望する動きも1948年10月までは存在した。前掲書12)、31頁を参照。